

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「私たちは、人々の『こころ』に満足と安らぎをもたらすサービスを提供する。」と定め、経営方針を「(1)グループの全員が心を一つにし、高い企業価値を実現する。(2)社員の自主性とパワーを最大限に生かした、社員主役の経営をすすめる。(3)どのお客様に対しても高品質のサービスを提供する。」と定めてあります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、上記のグループ理念と経営方針に基づいた企業経営を通じて社会に貢献することで、地域社会になくてはならない企業となることであります。

その実現のため、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社グループのすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることが不可欠であると考えます。

今後とも、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------------|----------|-------|
| カンノ合同会社 | 970,000 | 25.24 |
| 齋藤 高紀 | 469,200 | 12.21 |
| 川島 利介 | 276,175 | 7.19 |
| こころネットグループ従業員持株会 | 183,740 | 4.78 |
| 株式会社東邦銀行 | 175,000 | 4.55 |
| 株式会社福島銀行 | 135,000 | 3.51 |
| 内藤 征吾 | 112,000 | 2.91 |
| 水元 公仁 | 100,900 | 2.63 |
| 菅野 孝太郎 | 72,640 | 1.89 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 70,000 | 1.82 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

(1)2021年3月31日現在の株主名簿に基づいております。

(2)所有株式数の割合は、発行済株式(自己株式125株を除く)の総数3,842,975株に基づき算定しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

サービス業

| | |
|---------------------|-----------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 伊藤 信弘 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 大出 隆秀 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | |
| 菅野 晴隆 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|--------------|--|
| 伊藤 信弘 | | | | <p>企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公平かつ中立的な立場から当社の経営上有用な意見・助言をいただけるものと判断したことから、社外取締役として選任しております。今後においても、企業経営者としての豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員の要件に適合しており、当社経営陣との間に利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。</p> |

| | | | |
|-------|--|--|---|
| 大出 隆秀 | | | <p>税理士・公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識と企業経営者としての豊富な経験を備えており、取締役会において客観的立場で積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献していただけたと判断したことから、監査等委員である社外取締役として選任しております。今後においても、当社の監査体制の強化に向けた提言及び発言をしていただくことを期待しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員の要件に適合しており、当社経営陣との間に利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。</p> |
| 菅野 晴隆 | | | <p>弁護士としての法的な専門知識と企業経営者としての豊富な経験を備えており、取締役会において客観的立場で積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献していただけだと判断したことから、監査等委員である社外取締役として選任しております。今後においても、当社の監査体制の強化に向けた提言及び発言をしていただくことを期待しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員の要件に適合しており、当社経営陣との間に利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。</p> |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

独立した内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査業務に併せ、その構成員が監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を担わせることとしております。また、独立性を確保するため、当該構成員に係る人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当社取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得て行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行う等、会計監査人との連携を図る体制が整備されております。また、監査等委員会は内部監査室から内部監査計画の提出を受け、それを審議・承認するとともに、内部監査結果の報告を受ける体制が整備されております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

社外取締役(取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役)3名全てを独立役員として届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当面は株主様への利益還元を優先させる方針であるため、取締役へのインセンティブは付与いたしません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針)

監査等委員を除く取締役の報酬には、インセンティブを付与する重要な機能があると考えられることから、その報酬等を適切な内容とするための仕組みを構築すべく、「監査等委員を除く取締役の報酬に関する決定方針」(以下、「決定方針」という。)の原案を監査等委員会に諮問し、答申内容を踏まえて2021年2月10日開催の定期取締役会において決定方針を以下のとおり決議いたしました。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を可能とするためのインセンティブとして十分に機能するよう企業業績と連動した報酬体系とし、業務執行取締役及び監査機能を担う社外取締役においては基本報酬(金銭報酬)のみを支払う。

2) 基本報酬(金銭報酬)の個人別報酬額に関する決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責、在位年数を基本に当社業績、従業員給与水準、他社水準等勘案して決定する。

3) 基本報酬額決定方法

取締役の個人別報酬額の決定については、代表取締役(複数の場合は代表取締役間協議)に委任する。

代表取締役は、個人別報酬額の総額が株主総会で決議された支給総額内であることを確認のうえ、監査等委員の意見も参考に個人別報酬額を決定する。

(取締役の個人別報酬額の決定を委任する者)

1) 地位及び氏名

代表取締役社長 斎藤高紀及び代表取締役副社長 菅野孝太郎

2021年2月10日開催の取締役会決議時の地位

2) 委任の権限内容

監査等委員を除く取締役の個人別報酬額の決定

3) 委任理由

当社は、企業経営に精通し、業績及び人事他、当社グループ全体を掌握する代表取締役に取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

代表取締役が、2015年6月25日開催の定期株主総会で決議された報酬限度額の年額144百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内。)で、業績、他社水準及び社会情勢を鑑み、監査等委員の意見も参考のうえ作成した報酬案であることから、その内容について取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、総務部が、取締役会の招集及び議案の資料の事前送付、各種の連絡、情報提供等、必要に応じたサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社グループは、ユニット・マネジメント・システムの考えに基づき、純粹持株会社体制を採用しております。子会社が事業執行機能を担い、純粹持株会社である当社が経営・監督機能を担う経営体制であります。

また、当社の業務執行取締役は子会社の取締役を兼務し、各社の事業執行を直接監督するとともに、的確かつ整合性のある迅速な意思決定を可能とする体制を整えてあります。

1)取締役会

取締役会は9名(うち社外取締役3名)で構成されております。

原則月1回開催する定時取締役会及び必要あるときに開催する臨時取締役会において、重要事項の審議並びに決議を行っております。また、取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の業務執行について監督しております。

2)監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されております。

原則月1回開催する定時監査等委員会及び必要あるときに開催する臨時監査等委員会、業務執行状況調査等を通じ、取締役の業務執行について監査を行っております。

3)経営会議

経営会議は当社業務執行取締役と経営企画部長で構成されております。

原則月1回開催する経営会議において、取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な業務執行事項について、その方向性や方針及び意思決定のプロセスについて審議しております。

4)コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は当社社長が委員長、当社取締役1名が副委員長となり、グループ会社社長、当社取締役(社外取締役を除く)及び部長・室長で構成されております。

月1回開催するコンプライアンス委員会において、コンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化並びに企業倫理の浸透を図っております。

5)リスク管理委員会

リスク管理委員会は当社社長が委員長、当社取締役1名が副委員長となり、グループ会社社長、当社取締役(社外取締役を除く)及び部長・室長で構成されております。

月1回開催するリスク管理委員会において、定期的に各種リスクの特定と評価及び対応方針について報告を受け検討を行っております。

6)代表取締役

当社は、経営統合により当社グループがスタートしたという経緯を踏まえ、牽制機能の強化と意思疎通の円滑化のため、代表取締役を2名としております。

7)内部監査室

内部監査室は業務執行部門から独立した専従担当者1名で構成され、監査等委員会の下に設置されております。

当社グループにおける法令及び内部規程等の遵守状況を監査し、監査等委員会及び当社社長に報告しております。

8)会計監査人

監査法人の名称は東邦監査法人、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は小宮直樹並びに渡辺慎志であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他1名であり、継続闇与年数については、全員7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。

毎月定例の取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び中期的な経営戦略に基づいた経営の重要な事項について報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び業務分掌・職務権限規程等に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行を監督する体制としております。

監査等委員である取締役は、取締役会のほか社内の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムを通じ適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

また当社は、純粹持株会社として当社グループの子会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を図る一方で、子会社に対する経営管理・監督機能を発揮しております。

上記の体制により、経営監視機能の客觀性及び中立性は十分に確保されると考えており、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| 補足説明 | |
|-----------------|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定期日よりも2営業日以上前に招集通知を発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会の開催にあたっては、可能な限り第一集中日を避けて日程を設定しております。 |
| その他 | 当社ホームページに招集通知、法令及び定款に基づくインターネット開示事項、決議通知等を掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| 補足説明 | | 代表者 自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|-------------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算発表後、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。また、決算説明資料を当社ホームページに掲載しております。 なお、2021年3月期決算説明会については、新型コロナウイルス感染症の拡大により「緊急事態宣言」が延長された状況を踏まえ、参加者及び関係者の皆様の安全確保を第一に考えた結果、中止することといたしました。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページにIR専用のページを設置し、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示書類、その他IR資料を掲載するとともに、財務ハイライト等を閲覧できるようにしております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 投資家とのコミュニケーションにつきましては、上場企業として経営の最重要項目の一つと考え、経営企画部をIR担当部署とし、企業内容開示に対応すべき社内体制の強化を図っております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| 補足説明 | |
|------------------|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | ライフサポート事業を通じた社会貢献はもとより、真に豊かな社会の実現に向け、企業市民としての責任を果たしてまいります。この方針を実現するため、「東日本大震災ふくしま子ども寄附金」への寄附、慰靈祭・仏教行事等の手伝い、地元スポーツチームへの協賛、地域清掃活動、ペーパーレス化の推進等、「福祉分野」「文化・スポーツ分野」「環境分野」を中心に様々な社会貢献活動へ取り組んでおります。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大を図るために、会社法及び会社法施行規則に基づく内部統制基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善並びに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

また、これらを適切に実行していくために社内に内部統制運営委員会を設置し、内部統制の構築・評価・必要事項の決定及び指示等を執り行っています。

(内部統制システムの整備状況)

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 取締役会規程に基づき、原則月1回開催する定期取締役会及び必要あるときに開催する臨時取締役会において重要事項の審議並びに決議を行っています。

ロ) 取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の業務執行について監督しております。

ハ) 監査等委員会は、監査等委員会監査基準等に基づき業務執行状況調査等を通じ、取締役の業務執行について監査を行っています。

ニ) 内部統制基本方針(会社法)に基づき、月1回開催するコンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化並びに企業倫理の浸透を図っております。

ホ) 業務執行部門から独立した内部監査室を監査等委員会の下に設置し、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令及び内部規程等の遵守状況を監査し、監査等委員会及び当社社長に報告しております。

ヘ) コンプライアンス規程において、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を制定し、法令遵守及び社会倫理遵守に対する取締役及び使用人の意識向上に努めています。

ト) 内部通報ホットライン管理規程に基づき、コンプライアンスに係る問題については通常の報告ルートのほか、内部通報ホットラインによる報告ルートを設置し、法令違反その他コンプライアンスに関する事実について、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに、通報者保護の体制も確立しております。また、内部通報を受けた場合はすみやかに事実の調査を行い、担当部門と対応策・再発防止策を協議のうえ実施を勧告することとしています。

チ) コンプライアンス行動規範において、いわゆる「反社会的勢力」とは一切関係を持たないことを宣言し、警察、弁護士等関係機関との連携を図るとともに、取締役及び使用人が一体となり不当な要求に対して毅然とした態度で臨むこととしています。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ) 法令及び文書管理規程に基づき、取締役会議事録等取締役の業務執行に係る情報・記録について保存・管理を行っています。

ロ) 内部統制基本方針(会社法)において、取締役、監査等委員及び子会社の監査役はいつでもこれらの情報を閲覧できるものとしております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社グループにおける最適なリスク管理体制を構築するためにリスク管理規程を制定し、業務遂行に関するリスク管理に必要な体制、運営の基本事項及びリスク管理委員会設置について定めております。

リスク管理委員会はリスク管理委員会運営規程に基づき運営され、全般的なリスクの特定、評価、対応策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展により企業価値を脅かすリスクに対処しております。

ロ) リスク管理の有効性評価及び実効性の高い牽制機能を確保するため、監査等委員はリスク管理規程に基づき、内部統制システムに係る監査等委員会監査の一環としてリスク管理の監査を行っています。

ハ) 大地震、長期間にわたるコンピュータシステム機能停止等、会社財産の滅失や社会的信用の失墜を引き起こしうる不測の事態発生に適切に対応するため、危機管理規程を制定し、危機管理に必要な体制や運営の基本事項及び危機管理本部設置について定めてあります。危機管理本部は、危機の度合いにより関連する役員、危機対応部門、危機統括部門及び広報部門より構成され、危機に対し適切かつ迅速に対応し、企業価値の損失を最小限に抑制するため、一時に一括した指揮命令を行うとしています。

また、事業継続計画を策定し、不測事態の発生時の対処手続き等を定め、当社グループの事業が継続しうる体制を整備しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

イ) 取締役会規程に基づき、取締役会は経営方針に沿った経営計画を策定し、取締役は経営計画に基づき職務の執行を行い、その執行状況について定期的に取締役会に報告する体制を整備しております。

また、経営会議細則において、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるために、必要な体制や運営の基本事項及び経営会議設置について定めてあります。経営会議は当社業務執行取締役と経営企画部長で構成され、毎月取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な業務執行事項について、その方向性や方針及び意思決定のプロセスについて審議しております。

ロ) 業務が効率的かつ公正に執行されるよう稟議規程、業務分掌規程を制定し、業務執行者に対する委任の範囲、権限を定めています。

5) 業務の適正を確保するための体制

イ) 組織関連規程、関係会社管理規程において純粹持株会社制のもとでグループ会社が担うべき役割を定め、グループとしての最適運営を図る体制を整備しております。

ロ) 取締役会規程において、取締役会は、議事の運営上必要と認められるときは、取締役、監査等委員及び子会社の監査役以外のものを出席させ、意見または説明を求めることができるとしています。企業価値を最大化とする役割を担う当社は、グループ会社の取締役会に部長、室長も出席をさせ、各社の経営について自主性を尊重しつつ現状報告や結果報告を受ける等情報の共有化を図り、グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を図っております。

ハ) 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は取締役の業務執行を監査するため必要があると認めるときにはグループ会社に対し事業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を監査できる体制を整備しております。

二) 内部監査規程に基づき、内部監査室は当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適正性・有効性を検証し、内部監査指摘事項を監査等委員会及び当社社長に報告しております。また、被監査会社の社長に当該指摘事項を通知し改善を指示するとともに、その改善結果に対する責任者とする体制を整備しております。

ホ) 内部通報ホットライン管理規程に基づき、グループの全役職員は業務遂行に当たりコンプライアンス上で疑義が生じた場合は、通常の報告ルートのほかに内部通報ホットラインによる報告ルートを設け、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに通報者保護の体制も確立しております。

6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

当社は、独立した内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査業務に併せ、その構成員が監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を任せることとしております。

なお、独立性を確保するため、当該構成員に係る人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当社取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得て行うこととしております。

7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- イ) 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は取締役会への出席、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への出席機会を確保しております、また、重要な稟議書類等を回付し、要請に応じて隨時社内文書等の提出または閲覧できる体制が整備されております。
- ロ) 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は内部情報に関する重要事実等が発生した場合、取締役または使用人から遅滞なく報告を受ける体制が整備されております。また、監査等委員が報告を求めた場合は、取締役及び使用人は迅速かつ適切に監査等委員会へ報告を行う体制が整備されております。
- 8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報ホットライン管理規程に基づき、報告、相談された事項につき、その内容が法令・定款違反等の恐れのある場合は、内部通報窓口は監査等委員会へ報告することを定めています。なお、内部通報窓口に通報したものが不当な取扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図っております。
- 9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会監査基準において、監査等委員会は、その職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる旨を定めています。
- 10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ) 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行う等、会計監査人との連携を図る体制が整備されております。
- ロ) 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員会は内部監査室から内部監査計画の提出を受け、それを審議・承認するとともに、内部監査結果の報告を受ける体制が整備されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループの役員、役員に準ずる者及び従業員は、反社会的勢力との関係はありません。

また、当社グループは、コンプライアンス行動規範において、反社会的勢力を排除することを明確に宣言しております。その一環として「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、当該組織の排除の具体的な施策として「反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)」を徹底しております。そして、当社グループのすべての部署において、業務遂行に際してこの対応マニュアルに基づき、反社会的勢力との関係・取引・利用を一切しないこととしております。

排除体制の整備として、「コンプライアンス委員会」を設置し、体制の整備・教育を実施しております。また、発生した不当要求への対応対策につき、その報告と必要に応じた協議を行っております。更に、当社においては総務部長、グループ子会社においては社長を、不当要求防止責任者として配置し、常時、所管の連絡・対応体制の整備・社員への教育に努めています。

また、所轄の警察署・暴力団追放運動推進センター等と連絡を密にして、情報交換、指導、支援を受けられるように連携体制を保ってあります。

不当要求への対応として、不当要求に対する組織的な対応をとることとしております。具体的な手立ては、応対者を決定し、その応対者が終始対応することとしております。なお、反社会的勢力との面談に対しては、複数の人数で対応し、一人では対応しないこととしております。

対応の心構えとしては、「拒否する意思表示を明確に行う」ことを推進し、以下に挙げる対応を指導しております。

- 1) 相手の威圧・言動に動揺しない。
- 2) 自先の解決、妥協、保留(検討)は一切考えない。
- 3) 慎重な言葉遣いと公正な対応を基本とし、かつ多くを語る必要はない。
- 4) 当社の業務についてのクレームは、その事実を確認するまで軽率な弁解、謝りの言動はしない。
- 5) 相手に脅迫的言動があった場合、即時面会を打ち切り、警察へ通報する。

また、反社会的勢力との関係・取引等を一切しないために、取引の相手に対して以下の事項を確認しております。

- 1) 相手の業務内容・取引状況
- 2) 取引開始の事情、状況
- 3) 取引の当社にとっての必要性
- 4) 取引価格の公正・公平性

新規取引開始に際し、外部の調査機関や新聞記事の掲載履歴等を活用し、事前のチェック体制を整備し運用しております。

以上、反社会的勢力との関係を断ち切るために万全の体制を整えておりますが、万一問題が発生した場合においても、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業経営や日常業務に関して法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて専門的立場からの助言を受け、経営判断の一助としてあります。

